

議案第78号	債権の放棄について
会計課	市の私債権（市民病院診療費一部負担金 1,292,648 円）を放棄するにあたり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるもの。
1 債権の名称	市民病院診療費一部負担金
2 債務者	大阪府大阪市西成区菟之茶屋1丁目●●●●● ● ● ● ●
3 債権金額	1,292,648円
4 放棄の理由	<p>上記債務者は、救急車で搬送され緊急入院となった患者であるが、退院後に同人が申告した内容に偽りがあったことが判明し、連絡をとることができない事態に陥り債権回収の見込みがないため。</p>